奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年五月二十五日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第一号

奈良県事務処理 の特例に関する条例等 \dot{O} 部を改正する条例

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 奈良県事務処理の 特例に関する条例 (平成十二年三月奈良県条例第三十

の一部を次のように改正する。

を改正する法律 の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」 別表第二の十六の項事務の (令和四年法律第五十五号) 欄中 「宅地造成等規制法」を 附則第二条第 一項の規定に 「宅地造成 に改める。 等 より 規 制 なお従前 法 \mathcal{O} 部

(奈良県手数料条例の一部改正)

に改正する。 奈良県手数料条例 (平成十二年三月奈良県条例第三十三号) \mathcal{O} 部を次 \mathcal{O} う

等規制法」 条第一項の 正する法律 によることとされる同法による改正前 別表第一 項中 「宅地造成等規制法」 に改め 規定により (令和四年法律第五十五号))四百十 の項中 なお従前の 「宅地造成等規制法」 を 例によることとされる同法による改正前の宅地造成 「宅地造成等規制法 \mathcal{O} 附則第二条第一 宅地造成等規 を 制法」 \bigcirc 「宅地造成等規 項 一部を改正す の規定によりなお従前 に改め、 る法律附 同 制 表 法 四 \mathcal{O} 冒十 則 部 第二 を改 \mathcal{O} 例

(畜舎等の 建築等及び 利用 \mathcal{O} 特例 に関する法律施行条例 \mathcal{O} _ 部改 Ē

例第五十四号)の 畜舎等の建築等及び利用の 一部を次のように改正する。 特例に関する法律施行条例 (令和四年三月奈良県条

を改正 る改正 の例に 伴う関係政令の整備に関する政令 第三条第一項中 前の」 よることとされる同法による改正前 する法律 を加え、 (令和四年法律第五十五号) 崖 同条第二項第一号中 の下に 「宅地造成等規制法 (令和四年政令第三百九十三号) \mathcal{O} 「又は」の下に 附則第二条第 を加える。 \mathcal{O} 一部を改正する 「宅地造成等 項の規定により 第一条の規定 規 法 制 律 法 なお従前 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} によ 行

和 流域に おけ る総合治 水の 推進に関する条例 \mathcal{O} 部改正

第四条 大 和 流域に おける総合治水 \mathcal{O} 推進に関する条例 (平成二十九年十月奈良県条

例第十三号)の一部を次のように改正する。

ととされる同法による改正前の宅地造成等規制法」 第二条第八号ウ中「宅地造成等規制法」を (令和四年法律第五十五号) 附則第二条第一 「宅地造成等規制法の一 項の規定により に改める。 なお従前の例によるこ 部を改正する法

(建築基準法施行条例の一部改正)

第五条 に改正する。 建築基準法施行条例 (昭和四十二年四月奈良県条例第一号) の一部を次のよう

部を改正する法律 前の例によることとされる同法による改正前 よる改正前の」を加え、 に伴う関係政令の整備に関する政令 第三条第一項中 「がけ (令和四年法律第五十五号) 同条第二項第一号中 の下に (令和四年政令第三百九十三号)第一条の規定に 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律 0 「又は」 附則第二条第一項の規定によりなお従 を加える。 の 下 に 「宅地造成等規制法の一 \mathcal{O} 施行

附則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。